

■タブレットが100円！タブレット端末とモバイル通信のセット契約に注意！■

(5月)

<相談事例>

3日前、ショッピングモール内の家電量販店で、「モバイルデータ通信を契約すれば、このタブレット端末が100円で買えます」と声をかけられた。2年間のモバイル通信契約が条件で中途解約をすると違約金がかかるなど説明を聞いて、「100円で買えるなら」と思って契約をした。よく考えると外出先でインターネットを使うことはないので必要なかった。タブレット端末もモバイル通信契約もクーリング・オフしたい。

※モバイル通信：

電波を利用した通信サービスで、ケーブルを使わないので、どこでも好きな場所でインターネットを利用できる。

<アドバイス>

モバイル通信などの電気通信サービス契約にはクーリング・オフの規定はなく、タブレット端末（商品）の契約に関しては、店に自ら出向いて契約しているので、電話勧誘販売や訪問販売などとは異なり、クーリング・オフの対象外であることを説明し、勧誘方法など契約時の状況に問題があれば、取り消しができる場合もあるので、経緯を文書にまとめて交渉するよう助言しました。

<契約前に…>

- 通信契約は、契約期間を定めていることが多く、期間途中での解約には高額な違約金を請求される場合があります。また、タブレット端末など通信機器代金を違約金として請求されることもあります。
- 通信機器の利用方法や料金形態は、複雑でわかりにくいので、自分の生活や利用目的に合った商品であるか見極める必要があります。
- 1カ所の店舗で申し込んでも、複数の業者と契約していることが多く、解約はそれぞれの事業者に出なければなりません。トラブルに遭ったら、消費生活センターに相談してください。